

# 委 託 業 務 一 般 仕 様 書

## 1 適用範囲

この仕様書は、岡山市水道局の発注する本委託業務に適用する。

## 2 監督員

発注者は、監督員を定め、業務の施行について受注者又は次項に基づく現場責任者を指示、又は監督するものとする。

## 3 現場責任者及び主任技術者

- (1) 受注者は、委託業務の施行について現場責任者を定め、その氏名等必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。
- (2) 委託業務の施行上発注者が必要と認めた場合には、受注者は技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名等必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。
- (3) 現場責任者と主任技術者は、兼務できるものとする。

## 4 提出書類

- (1) 受注者は、特記仕様書、契約書等に定める関係書類を指定期日までに提出するものとする。
- (2) 提出した書類の内容に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出するものとする。

## 5 打合せ等

- (1) 現場責任者及び主任技術者（以下、「現場責任者等」という。）は、業務の施行に関し、事前に監督員と連絡をとり、主要な打合せには必ず出席するものとする。
- (2) 現場責任者等は、監督員と協議又は決定した事項について、後日疑義が生じないように記録を整備し監督員の確認を得るものとする。

## 6 資料等の貸与及び返還

- (1) 発注者は、業務の施行に必要とされる、図面及びその他関係資料等を受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与された図面及びその他関係資料等について借用記録簿を備え管理に留意すると共に、業務完了後は速やかに返還するものとする。

## 7 業務の施行

- (1) 受注者は、監督員と協議、決定した作業は、正確かつ丁寧に行うものとする。
- (2) 受注者は、契約締結後、速やかに現地調査を実施し、地形的条件、既設構造物、他工事等の施工計画との関連を考慮して、業務を施行するものとする。
- (3) 現場責任者等は、作業の重要な段階においては、監督員の指示又は決定を受けて、次の作業を進めるものとする。
- (4) 受注者は、住民、通行者、その他に迷惑のないよう業務を施行すると共に、家屋、立木、その他の工作物及び地下埋設物等に支障を与えないように細心の注意を払うものとする。

## 8 現場の衛生管理

- (1) 業務に従事する者は、水道事業の公益性に留意して、衛生管理に努めること。
- (2) 水道施設で、直接浄水に触れる作業をする者、現場で一月以上連続して作業に従事する者は、「水道法第 21 条」（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）「水道法施行規則第 16 条」に従い、保健所等の検査機関を有する機関の発行した健康診断書を 6 ヶ月毎に提出すること。なお、検査項目は赤痢菌、サルモネラ菌、パラチフス、腸チフス、腸管出血性大腸菌類（0-157、0-26）とする。

## 9 法令等の遵守

- (1) 業務の施行に当り受注者は、当該業務に関する法令、条例、規則などを遵守すること。
- (2) 関係法令の運用適用は受注者の負担と責任において行うものとする。

## 10 土地の立入等

- (1) 業務を施行するために国有、公有又は私有地に立入る場合は、使用者又は所有者等の承諾を得るものとする。
- (2) 関係法令に規定する身分証明書を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### 11 契約の変更

契約を変更するときは、変更契約書を作成の上、発注者受注者双方記名押印しなければならない。ただし、契約変更の内容が軽微なもので、その必要がないと認めるものについては、この限りでない。

#### 12 委託の完了

- (1) 受注者は、委託が完了したときは、完了報告書等の書面をもって、委託業務の履行状況を速やかに発注者に報告しなければならない。
- (2) 発注者は、前号の規定による報告を受けたときは、監督員に委託の完了を確認させ、速やかに検査の手続をとるものとする。

#### 13 検査

- (1) 発注者は、受注者から提出された報告書等について、検査を行わなければならない。
- (2) 受注者は、受注者又は現場責任者（以下、「受注者等」という。）の立会いの上、検査を受けるものとする。ただし、受注者等の立会いが得られないときは、受注者等の立会いなしで検査を行うことができるものとする。
- (3) 検査に要した費用は、契約に特別の定めのある場合のほか、すべて受注者の負担とする。修補、原状回復又は検査のための変質、変形、消耗若しくはき損の修繕等に要する費用についても同様とする。

#### 14 修補

受注者は、検査に合格しなかったときは、指定期間内にこれを修補しなければならない。

#### 15 秘密の保持

受注者は、発注者が貸与する図面その他関係資料及び当該業務によって知り得た一切の事項を他に漏らしてはならない。

#### 16 損害負担

業務の履行に関して生じた損害は、発注者の責めに帰する場合を除き、すべて受注者が負担しなければならない。

#### 17 補則

定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者協議して定めるものとする。

# 特 記 仕 様 書

## 1 適用範囲

本仕様書は、三野浄水場構内環境整備業務に適用する。

## 2 対象施設

三野浄水場構内、水質試験所（三野浄水場敷地内）、見学者ホール（三野浄水場敷地内）の3ヶ所とする。

## 3 作業内容

- (1) 本作業は、極端に伸びた徒長枝の切り直し、タチ枝、サカサ枝、ヤゴなどを剪定し樹木の形を整えるものである。
- (2) 枝の伸張により道路の見通しや通行の障害となる場合は、その周辺環境に応じた剪定を行うこと。
- (3) 高所剪定作業については、特に注意して危険のないよう行うこと。
- (4) 作業の実施にあたっては、三野浄水場構内への来場者ならびに職員の障害にならないよう、十分に安全管理を行うこと。また、構内道路上並びに歩行者等に剪定くず等が落下する恐れがある場合は、作業中看板等を設置し十分な安全管理を行うこと。
- (5) 剪定くずは、本市焼却場含む一般廃棄物処理施設において適切に処分すること。
- (6) その他詳細については、監督員の指示によるものとする。

## 4 作業時間

履行場所となる事業所の営業日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始等に係る休日を除く。）において、午前8時30分から午後5時までに実施すること。ただし、監督員が必要と認めたときはこの限りでない。なお、作業日は発注者の指定する日とする。

## 5 剪定くずの処分

剪定くずの処分については、下記の内容で積算を行っている。

- (1) 再資源化施設            (株)花島建設（岡山市東区九幡地内）

※なお、上記の施設については処分先を指定するものではない

- (2) 処分費                    12,000円/t（税抜き）

- ① 剪定くずは施工中に収集し、現場より搬出すること。
- ② 作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。
- ③ 持ち込む施設を事前に報告すること。
- ④ 剪定くずを搬入するときは、持ち込む施設へ事前に確認すること。

6 変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による  
変更後業務委託料

$$= (\text{変更後設計金額 (税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料 (税込)}}{\text{当初設計金額 (税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算結果、10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

7 提出書類

(1) 作業日報を作成し、提出すること。

(2) 作業写真帳を下記に基づき作成し、提出すること。

ア 作業写真は、すべてカラーとし、作業内容を記載したものとする。

イ 業務が適正に施行されていることが分かるように、下記の作業状況を撮影すること。

(ア) 作業着手前の状況

(イ) 作業中の状況

(ウ) 作業完了後の状況

ウ 提出部数は写真帳1部とする。